

島根県報

平成23年6月28日（火）

号外第131号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】



- 島根県青少年の健全な育成に関する条例第6条第2項第3号の規定による図書類（青少年家庭課） 2
の製作又は販売を行う者で構成する団体の指定
- 補助金等交付規則第3条の規定により東日本大震災被災企業支援補助金の交付の（企業立地課） 2
対象等を定める告示

告 示**島根県告示第452号**

島根県青少年の健全な育成に関する条例（昭和40年島根県条例第21号）第6条第2項第3号の規定により、次の団体を図書類の製作又は販売を行う者で構成する団体として指定したので、同条例第27条の規定により告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

団 体 の 名 称	団体が、図書類について青少年に見せ、読ませ、又は聞かせることが不相当であると認めた場合において、その旨を一般に周知する方法
一般社団法人映像倫理機構	<p>次の例により、図書類の表面に印刷すること、及びその包装の表面に印刷したものを貼り付けることにより表示する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div>

島根県告示第453号

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）第3条の規定により、東日本大震災被災企業支援補助金の交付の対象等を次のように定めたので告示する。

平成23年 6 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 補助金の名称

東日本大震災被災企業支援補助金

2 交付の目的

東日本大震災により被災した企業又は東日本大震災に伴う電力の使用制限等により、所在地での事業活動に支障をきたしている企業等に対し、島根県内で当分の間事業活動を行うための経費を補助することにより、その企業の事業再建を支援することを目的とする。

3 交付の対象となる者

製造業又はソフト産業（ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業その他情報通信技術を活用する業種で知事が特に認めたものをいう。以下同じ。）を営む企業で次の各号に掲げる要件をいずれも満たすもの

- (1) 東日本大震災により被災した企業又は東日本大震災に伴う電力の使用制限等の影響により、所在地での事業活動に支障をきたしている企業若しくは支障をきたすおそれのある企業（以下「被災企業」という。）で、島根県内に事業所又は事業の一部を移転する企業であること。
- (2) 被災企業の事業所が、東日本大震災により災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用した都県又は東京電力株式会社が電力を供給する都県に存すること。
- (3) 事業所又は事業の一部移転に伴い、島根県内の空き工場又は事務所の所有者等と賃貸借契約を締結し、当該契約締

結後1月以内にその旨を知事に届け出ていること。

- (4) 島根県内において、常用従業員（雇用期間の定めのない従業員をいう。）を製造業にあつては5名以上、ソフト産業にあつては3名以上雇用すること。

4 補助金の交付の対象、交付対象経費、交付の額及び交付対象期間

交付の対象	交付対象経費	交 付 の 額	交付対象期間
製造業	空き工場の家賃等	交付対象経費の10分の10以内とし、交付限度額は、年額2,000万円とする。	6月間（通算して12月までの申請を認める。）
	設備リース料	交付対象経費の10分の10以内とし、交付限度額は、500万円とする。	
	工場改修費又は機械設備 輸送据付費		入居から操業開始までの間
ソフト産業	事務所の家賃等	交付対象経費の10分の10以内とし、交付限度額は、3.3平方メートル当たり月額1万円、6月で500万円とする。	3月間（通算して6月までの申請を認める。）

注1 空き工場の家賃等及び設備リース料に対する補助金は、平成24年3月31日までに入居した企業を対象とし、入居期間が6月に満たない場合は補助金の交付は行わない。

注2 事務所の家賃等に対する補助金は、平成24年3月分の家賃までを対象とし、入居期間が3月に満たない場合は補助金の交付は行わない。